

農業委員会からのお知らせ

ストップ違反転用



農地は無断で耕作以外に使うことはできません。原則として、農地転用する前に沖縄県知事の許可が必要になります。

無断で農地を転用した場合は、農地法に違反することになり、違反転用者には厳しい措置が取られます。

農地転用の前に、土地が所在する市町村の農業委員会事務局窓口で相談し、担当職員の案内にしたがって所定の手続きを行ってください。

○農地の所有者を含め違反転用者には厳しい措置がありますか？

県と農業委員会が工事の中止を指示し、もとの農地に復元させる原状回復命令を出すことがあります。

農地法関係申請のご案内

うるま市内にある農地を農地以外の目的(住宅、資材置場、駐車場等)で利用する場合、うるま市農業委員会事務局への申請及び県知事の許可が必要になります。

●申請受付期間

毎月1日から10日まで(10日が閉庁日の場合は、その次の開庁日が締め切りとなります)。

●申請場所

うるま市農業委員会
うるま市みどり町1-1-1 西棟1階

●提出者

申請者本人及び本人から委任を受けた親族または行政書士
「非農地証明書」及び「現況証明書」の申請については、土地家屋調査士も提出可能です。

※農地法に関する申請手続きについて、行政書士ではない者が業として代理で申請書類作成を行うことは、行政書士法第1条の2及び第19条第1項によって制限されています。

提出書類等については、窓口もしくはお電話にてお問い合わせください。

【農地法に関する問い合わせ先】

うるま市農業委員会事務局 農地係
電話番号：098-923-7608

農地利用状況調査が始まっております！

毎年、農業委員会では優良農地の確保、農地の有効利用のため農地利用状況調査を行っております。今年も調査が始まっておりますので、農地に立ち寄った際は、ご協力をよろしくお願い致します。

また、調査が終わりましたら、遊休農地の所有者の方に意向調査を行う予定ですので、遊休農地解消に向けて、ご協力をよろしくお願い致します。



農業者年金のご案内

農業者年金に加入しませんか！

～農業者年金のポイント～

●農業に従事する方なら広く加入いただけます

年間60日以上 農業に従事	国民年金第1号 被保険者 国民年金保険料納付 免除者を除く	65歳未満 60歳以上は、 国民年金の任意加入 被保険者
------------------	--	---------------------------------------

- 積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い年金です
- 保険料の額は自由に決められます(月額2万円(35歳未満の方で政策支援加入対象者とならない方は、1万円)～6万7千円)
- 終身年金(80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります)
- 税制上の優遇措置があります
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります

問合せ先

うるま市農業委員会もしくはJAおきなわ

～法務局からのお知らせ～

相続登記義務化のご案内

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化になりました！

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられることがあります

詳しくは、那覇地方法務局まで。

第18期うるま市農業委員会農業委員 辞令交付式

令和6年4月1日、中村正人うるま市長より14名の新しい農業委員に辞令が手渡されました。第18期うるま市農業委員は、うるま市農業委員会委員候補者選考委員会において農業委員会等に関する法律第8条に基づいて選考され、うるま市議会の同意を得て、うるま市長から任命されました。

【農業委員会等に関する法律に基づく農業委員の任命に係る要件の概要】

- ①農業委員会の職務を適切に行うことが出来る者から任命すること
- ②認定農業者などが過半数を占めるようにしなければならない
- ③利害関係を有しない者(中立委員)が含まれるようにしなければならない
- ④年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない



第3期農地利用最適化推進委員 委嘱状交付式

令和6年4月11日、農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を行い、新しい体制での船出となりました。第3期うるま市農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条第1項に基づいて、第18期うるま市農業委員会によって選考及び委嘱されました。

【農業委員会等に関する法律第17条第1項より引用】

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。



うるま市
農業委員会新聞

第13号
令和6年6月発行
発行元
うるま市農業委員会
〒904-2202
うるま市みどり町一丁目1番1号
電話 098-923-7608
FAX 098-923-7686

Instagram
始めました！
是非、ご覧ください。



新しい農業委員・農地利用最適化推進委員のみなさんと担当地区一覧です！



会長
山口 榮勝

第18期うるま市農業委員会会長に就任いたしました山口榮勝です。今回の目標として、担い手育成、遊休地・耕作放棄地解消などを行い農業者の生産向上を目標として、頑張りたいと思います。



副会長
国吉 千景

第18期うるま市農業委員会副会長の国吉です。うるま市の豊かな農地を守り、農業者の方と共に、持続可能な農業の発展を目標とし、力の限り取り組んでいきたいと思っております。皆様のご協力よろしくお願い致します。



【農業委員】
仲 直輝



【農業委員】
島袋 愛里



【農業委員】
金城 盛勝



【農業委員】
上門 光



【農業委員】
新里 えり子



【農業委員】
山城 長徳



【農業委員】
山城 善市



【農業委員】
座間味 良明



【農業委員】
幸地 あられ



【農業委員】
安次富 尚



【農業委員】
伊地知 亮二



【農業委員】
伊波 大志



【推進委員】
新垣 裕希



【推進委員】
大城 智美



【推進委員】
村田 倫弥



【推進委員】
金城 行榮



【推進委員】
島袋 昌廣



【推進委員】
神田 咲妃



【推進委員】
和宇慶 宏



【推進委員】
金城 和子



【推進委員】
安村 秀夫



【推進委員】
田中 豊彦



【推進委員】
玉栄 直浩



【推進委員】
大城 秀司



【推進委員】
松堂 勝雄



【推進委員】
識名 共史



【推進委員】
源古 康博



【推進委員】
上田 清

※推進委員とは、農地利用最適化推進委員のことです。



【担当地区一覧】

農業委員

氏名	担当地区
仲 直輝	与那城西原・与那城・屋慶名
島袋 愛里	天願・昆布・栄野比・川崎・みどり町
金城 盛勝	饒辺・安勢理・勝連平安名・内間・平敷屋・津堅・浜・比嘉
上門 光	与那城宮城・平安座・桃原・上原・池味・伊計
新里 えり子	兼箇段・西原・米原・安慶名・平良川・新赤道・赤道
山城 長徳	南栄・中央・港・旭・東山・城北・宮前・松島
山城 善市	山城・楚南
座間味 良明	具志川・与那城照間
幸地 あられ	勝連南風原
安次富 尚	前原・豊原・塩屋・川田・高江洲・宮里・江洲
伊地知 亮二	宇堅・赤野・田場
伊波 大志	南栄・中央・港・旭・東山・城北・宮前・松島
国吉 千景	前原・美原・東恩納・伊波・嘉手苺・曙
山口 榮勝	喜仲・大田・志林川・上平良川・仲嶺・上江洲

農地利用最適化推進委員

氏名	担当地区
新垣 裕希	山城・楚南・天願・昆布・栄野比
大城 智美	前原・美原・東恩納・伊波・嘉手苺・曙
村田 倫弥	南栄・中央・港・旭・東山・城北・宮前・松島
金城 行榮	仲嶺・上江洲・喜仲・大田・志林川・上平良川
島袋 昌廣	前原・豊原・塩屋・川田・高江洲・宮里・江洲
神田 咲妃	宇堅・赤野・田場
和宇慶 宏	兼箇段・西原・米原・安慶名・平良川・新赤道・赤道
金城 和子	宇堅・赤野・田場・川崎・みどり町
安村 秀夫	具志川・与那城照間
田中 豊彦	与那城宮城・平安座・桃原・上原・池味
玉栄 直浩	与那城伊計
大城 秀司	勝連平安名・内間・平敷屋・饒辺・安勢理
松堂 勝雄	与那城西原・与那城・屋慶名
識名 共史	勝連南風原
源古 康博	勝連津堅
上田 清	勝連浜・比嘉

【農業委員と農地利用最適化推進委員（推進委員）の主な役割について】

1. 農業委員及び推進委員は、ともに農地等の利用の最適化の推進に取り組むこととされています。
2. 農業委員と推進委員の主な違い
 - ① 農業委員は、市内全域における農地の権利移動の許可、農地転用の許可等に関する審議・判断といった農地法等に係る業務を担っています。
 - ② 推進委員は、担当する区域内における農地等の利用の最適化の推進について、総会にて意見を述べる事ができます。ただし、推進委員には、総会における議決権はありません。